

○大西健介委員

そこで、まず確認をしたいのは、理化学研究所は、有期雇用の上限を十年にして、その起算日を二〇一三年四月一日に遡る就業規則の改正を二〇一八年の三月八日に行っているんです。二〇一三年に遡るというのを二〇一八年にやっている。こういう就業規則の改正というのは、一般論として私は不利益変更に当たるんじゃないかというふうに思うんですけども、これについて政府参考人から結構ですので、御答弁いただきたいと思います。

○鈴木英二郎政府参考人

個別の案件につきましてはお答えを差し控えますけれども、一般論として申し上げますと、有期労働契約の締結後に新たに更新上限を設けることは労働条件の不利益変更にあたると考えておりまして、また、就業規則の変更により新たに更新上限を設けることの有効性につきましては、労働契約法第十条、これは就業規則による労働契約の内容の変更が認められるか否かを規定したものでございますけれども、これに基づきまして、最終的には司法で判断されると承知してございます。

2023年2月13日衆議院予算委員会配付資料 日本共産党 宮本徹

出典：2022年10月26日衆議院厚生労働委員会会議録より宮本徹事務所抜粋